

2020年3月25日

新型コロナウイルスに関するインド企業省の推奨・要請について

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

インドにおける新型コロナウイルス罹患者の増加を受け、インド企業省(Ministry of Corporate Affairs)は、全てのインド国内で設立された会社(外国会社の子会社を含みます。以下同じ)及び LLP に対し、新型コロナウイルスの更なる感染の拡大を避けるための各種措置を強く推奨ないし要請しています。

また、上記措置の実施状況を確認するために、インド企業省は、全てのインド国内の会社及び LLP に対し、Company Affirmation of Readiness towards COVID-19(略称「CAR」)と呼ばれるフォームをインド企業省のウェブサイトから提出できるようにしました。

インドにおける新型コロナウイルス罹患者の増加を受け、インド企業省(Ministry of Corporate Affairs)は、全てのインド国内で設立された会社(外国会社の子会社を含みます)及び LLP に対し、新型コロナウイルスの更なる感染の拡大を避けるため、下記の各種措置を強く推奨ないし要請しています。

- ① 従業員に対し、2020年3月31日までは、在宅勤務を推奨すること
- ② 仕事の性質上出勤が必要な従業員についても、時差勤務にするなど、職場における物理的な接触を可能な限り避けられるようにすること
- ③ 公衆衛生当局の指導に従い、その他の感染予防措置を採ること

また、上記措置の実施状況を確認するために、インド企業省は、全てのインド国内で設立された会社(外国会社の子会社を含みます)及び LLP に対し、Company Affirmation of Readiness towards COVID-19(「CAR」)と呼ばれるフォームをインド企業省のウェブサイトから提出できるようにしました。

CARの原文は、下記インド企業省のウェブサイトでご参照いただけます。

http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/Car_22032020.pdf

インド企業省の説明によれば、CARの提出はあくまで会社等の対応状況の確認を確保するためのものであって、会社や LLP の自発的な協力が求められているものであり、これを提出しなかったとしても、特段のペナルティはないとのことです。提出手数料はなく、また、提出期限も特に定められていません。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 琴浦 諒(ryo.kotoura@amt-law.com)
弁護士 大河内 亮(ryo.okochi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒100-8136 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
TEL:03-6775-1000
www.amt-law.com
